

○ 猟銃等の製造および販売事業者に対する指導について

〔都道府県知事あて 通商産業省重工業局長〕

武器等製造法に基づく獵銃等の製造事業者および獵銃等の販売事業者における獵銃等の保管のための設備については、同法施行規則第二十条（保管の要件）に基づく要件を備えることになつておりますが、最近の社会情勢から、これら獵銃等の保管はもとより、販売等にあたつても十分な対策が必要であると思われます。

ついては、今後貴管下の事業者に対しては、特に下記の点に留意し武器等製造法の主旨に基づく適切な指導を行ない法の遵守に万全を期して下さい。

記

一 猎銃等の陳列は、必ず店舗内の施錠が確実にできるケース内で行なうこと。

二 猎銃等の保管設備

- (1) 猎銃等の保管を行なう設備は、持ち運びが簡単にできず、かつ、確実に施錠ができるもので、鋼鉄製のものが望ましい。
- (2) 店舗内の陳列ケースを獵銃等の保管設備として用いる場合

は、持ち運びが簡単にできず、確実に施錠ができるもので、かつ、ガラス面には、鋼鉄製の防護措置が講じられているものであること。

- (3) 猎銃等の保管設備は、保管数量に十分な収容能力を常に有していること。

三 工場または店舗の保安

- (1) 工場または店舗において事故が発生したときは、すみやかに外部へ連絡が取り得る装置が設置されていること。
例えは、電話、非常警鳴装置、非常警報装置等。
- (2) 夜間および休日には、工場または店舗内に外部から容易に侵入できない構造にしておくとともに、必要に応じて宿直員を置くこと。

四 猎銃等の販売

- (1) 猎銃等の販売は、販売の事業の許可を受けた工場または店舗内において行なうこと。
- (2) 猎銃等を販売するときは、銃砲所持許可書を確認のうえ、直接本人に手渡すこと。